

平成 18 年度 第 3 回練馬区国民保護協議会幹事会 議事録

【日時】

平成 18 年 12 月 13 日（水） 10:00～10:30

【場所】

練馬区役所本庁舎 7 階 練馬区防災センター

【議事次第】

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議題
 - (1) 練馬区国民保護計画（素案）の修正案
 - (2) 答申について
- 4 報告
 - (1) パブリックコメント等の実施結果について
 - (2) 第 3 回国民保護協議会の日程について
 - (3) 東京都との協議日程等について
- 5 その他
- 6 閉会

【提出資料】

- (資料 1) 練馬区国民保護計画（素案）の修正（案）（※資料 1 別添含む）
- (資料 2) 練馬区国民保護計画に対する協議会意見（答申）（案）
- (資料 3) パブリックコメントおよび区民防災組織説明会における練馬区国民保護計画（素案）への意見について
- (資料 4) 平成 18 年度第 3 回国民保護協議会日程について
- (資料 5) 練馬区国民保護計画（案）に関する東京都との協議等の日程について（予定）
- (その他) 練馬区国民保護計画（案）、資料編

【会議概要】

- (1) 素案修正事項と関連するため、4 報告「(1) パブリックコメント等の実施結果について」を先に説明

〈事務局より資料 3 をもとに説明〉

【パブリックコメント実施結果】

平成 18 年 10 月 11 日～同月 31 日の期間に区報等を通じて、区国民保護計画（素案）に関するパブリックコメントを実施。

意見総数は、11 人の個人、5 団体から計 51 件。

その内訳（計 51 件）は、法制・区計画全般に関するものが 12 件（法制・区計画策定の見直しを求めるものが 8 件、法制・区計画の推進を求めるものが 4 件）、法制・区計画の個別項目に関するものが 32 件、その他意見・要望が 7 件。

【区民防災組織説明会実施結果】

平成 18 年 10 月 7 日、練馬文化センターにおいて区民防災組織説明会を実施。

町会等を中心とした防災会、区内 103 校の小中学校の避難拠点運営連絡会代表者、計 121 名が出席し、2 件のご意見を頂いた。

(2) 3 議題「(1) 練馬区国民保護計画（素案）の修正案」

〈事務局より資料 1、練馬区国民保護計画（案）、資料編をもとに説明〉

【「第 2 編 平素からの備え」「第 1 章 組織・体制の整備等」「第 4 情報収集・提供等の体制整備」「3 安否情報の収集、整理および提供に必要な準備」「(1) 安否情報収集のための体制整備」について】

「安否情報の収集に関する総務省令」の改正に伴う東京都モデル計画の変更を受け、丸数字の項目を修正・追加。

[※練馬区国民保護計画案 P25]

【「第 2 編 平素からの備え」「第 1 章 組織・体制の整備等」「第 4 情報収集・提供等の体制整備」「4 被災情報の収集・報告に必要な準備」「《防災無線等を活用した被災情報の収集・報告系統》」について】

消防団には防災行政無線がないため、図中の消防署と消防団の間の太線を削除。

[※練馬区国民保護計画案 P27、資料 1 別添]

【「第 3 編 武力攻撃事態等への対処」「第 2 章 練馬区国民保護対策本部の設置等」「1 区対策本部の設置」「(6) 各部の専管事項」について】

区内消防署から追加記載の提案を受け、表中の教育部の下に、区対策本部員である消防吏員の主な対応事項の例示を追加。

[※練馬区国民保護計画案 P48]

〈意見〉

●幹事会委員

区の国民保護計画における対策本部員の消防吏員は組織図の中に位置付けられているだけで、具体的な役割の記載が無い。そこで「消防機関における国民保護措置上の留意事項について（平成 18 年 1 月 31 日総務省消防庁通知）」に記

載されている、消防機関から参加する本部員に期待される活動の対応例の中から、消防本部が区では無く東京消防庁にあることを考慮したうえで、区に適切な部分を区国民保護計画素案に記載することを提案した。

【「第3編 武力攻撃事態等への対処」第2章 練馬区国民保護対策本部の設置等」第1 区対策本部の設置」(7) 区対策本部における広報等、(8) 区現地対策本部の設置」について】

「(7) 区市町村対策本部における広報等」、(8) 区市町村現地対策本部の設置」から「市町村」の文言を削除し、「(7) 区対策本部における広報等」、(8) 区現地対策本部の設置」に修正。

[※練馬区国民保護計画案 P49]

【「第3編 武力攻撃事態等への対処」第2章 練馬区国民保護対策本部の設置等」第3 通信の確保」(2) 情報通信手段の機能確認」について】

連絡系統を詳細に表現するため、「都を通じて」の記載を追加。

[※練馬区国民保護計画案 P51]

【「第3編 武力攻撃事態等への対処」第2章 練馬区国民保護対策本部の設置等」第4 特殊標章等の交付および管理」について】

①および②の記載について、従来の法にあわせた区分に整理し、「区長が水防管理者として実施する場合」を補記。

[※練馬区国民保護計画案 P51]

【「第3編 武力攻撃事態等への対処」第7章 安否情報の収集・提供」第1 安否情報の収集」(1) 安否情報の収集」について】

安否情報の収集や提供に関する根拠法令を明示し、その一部を引用する形で記載を修正。

[※練馬区国民保護計画案 P76]

【「第3編 武力攻撃事態等への対処」第7章 安否情報の収集・提供」第1 安否情報の収集」(2) 安否情報収集の協力要請」について】

情報収集の協力を求める内容について明確化するため、「安否情報の提供への協力」を「安否情報の収集についての協力」に修正。

[※練馬区国民保護計画案 P76]

【「第3編 武力攻撃事態等への対処」第7章 安否情報の収集・提供」第3 安

否情報の照会に対する回答」「(2) 照会者の本人確認」について】

安否情報照会の受付の際の本人確認の手続が総務省令に記載されていること、安否情報の収集・提供等の手続を詳細にという区民の方からの意見を受け、「(1) 安否情報の照会の受付」の次に「(2) 照会者の本人確認」の項目を追加。

[※練馬区国民保護計画案 P 77]

【「第3編 武力攻撃事態等への対処」第7章 安否情報の収集・提供」「3 安否情報の照会に対する回答」「(3) 安否情報の回答」について】

「(2) 照会者の本人確認」の追加に伴い、「(2) 安否情報の回答」を「(3) 安否情報の回答」に修正。重複部分を削除し、表現を整理。

[※練馬区国民保護計画案 P 77]

【「第3編 武力攻撃事態等への対処」第7章 安否情報の収集・提供」「3 安否情報の照会に対する回答」「(4) 個人の情報の保護への配慮」について】

「(2) 照会者の本人確認」の追加に伴い、「(3) 個人の情報の保護への配慮」を「(4) 個人の情報の保護への配慮」に修正。

[※練馬区国民保護計画案 P 78]

【「第3編 武力攻撃事態等への対処」第7章 安否情報の収集・提供」「4 日本赤十字社に対する協力」について】

「3 安否情報の照会に対する回答」の項目番号の変更に伴い、「3 (2)、(3)」を「3 (3)、(4)」に修正。

[※練馬区国民保護計画案 P 78]

【「第3編 武力攻撃事態等への対処」第8章 武力攻撃災害への対処」「第1 武力攻撃災害への対処」「2 武力攻撃災害の兆候の通報」「(1) 都知事への通知」について】

災害の兆候について例示を列挙して分かりやすくという区民の方からの意見を受け、「火災・建造物の倒壊・動物の大量死など」の記載を追加。

[※練馬区国民保護計画案 P 79]

【「第3編 武力攻撃事態等への対処」第8章 武力攻撃災害への対処」「第3 生活関連等施設における災害への対処等」「2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止および防除」「(2) 警備の強化および危険物質等の管理状況報告」について】

区長がより柔軟かつ適切な対応がとれるよう、「(1) 危険物質等に関する措置

命令」の次に「(2) 警備の強化および危険物質等の管理状況報告」の項目を追加。

[※練馬区国民保護計画案 P 86]

【「第3編 武力攻撃事態等への対処」「第9章 被災情報の収集および報告」について】

報告の方法と内容を明確にするため、記載を修正。

[※練馬区国民保護計画案 P 90]

【「第4編 復旧等」「第1章 応急の復旧」「1 基本的考え方」「(2) 通信機器の応急の復旧」について】

連絡系統を詳細に表現するため、「都を通じて」の記載を追加。

[※練馬区国民保護計画案 P 94]

【「第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処」「第2章 通常時における情報収集」について】

災害の兆候について例示を列挙して分かりやすくという区民の方からの意見を受け、「火災・建造物の倒壊・動物の大量死など」の記載を追加。

[※練馬区国民保護計画案 P 100]

【「第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処」「第3章 発生時の対処」「3 区災害対策本部等による対応」「(3) 応急措置」「① 被災者の救援」について】

東京DMATの業務内容が未確定なため、東京DMATに関する記載を削除。

[※練馬区国民保護計画案 P 102]

〈意見〉

●事務局説明

資料編の内容に訂正があれば、事務局までお知らせ頂きたい。

●幹事会委員

(※発言は特になし。) 了承。

(3) 3 議題「(2) 答申について」

〈事務局より資料2をもとに説明〉

この答申(案)は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条第2項に基づき、意見を提出するという内容になっており、「1 練馬区国民保護計画は、本協議会で答申した別添の練馬区国民保護計画(案)に基づいて

策定を進めること」、「2 計画（案）について、東京都との協議を円滑に進め、平成 18 年度中に計画決定をすること」、「3 今後は区計画も含めて、国民保護法制全般の普及啓発に努めること」の 3 点を付記している。

〈意見〉

●事務局説明

この答申（案）を、次回、第 3 回国民保護協議会に諮り、決定後、区長に答申することとしたい。

●幹事会委員

（※発言は特になし。）了承。

(4) 報告「(1) パブリックコメント等の実施結果について」は議題に関連して既に説明済みのため省略

4 報告「(2) 第 3 回国民保護協議会の日程について」

〈事務局より資料 4 をもとに説明〉

第 3 回国民保護協議会は、平成 18 年 12 月 22 日金曜日午後 2 時から、練馬区役所本庁舎 7 階防災センターにおいて実施。

内容として、「区国民保護計画（素案）の修正事項」、「答申」、「パブリックコメント等の実施結果について」、「東京都との協議日程等」に関する説明を予定。

〈意見〉

●事務局説明

このような日程を予定している。ご意見・ご質問等があれば頂きたい。

●幹事会委員

（※発言は特になし。）了承。

(5) 4 報告「(3) 東京都との協議日程等について」

〈事務局より資料 5 をもとに説明〉

今後は、第 3 回国民保護協議会（平成 18 年 12 月 22 日）以降、平成 19 年 2 月までに東京都との事前相談（区国民保護計画（案）に関する意見交換、東京都内部での調整・検討、最終意見調整）を行い、同年 3 月上旬に東京都への協議文書の提出を経て、同月中旬頃に東京都との協議を終了し、計画の決定というスケジュールを予定している。

〈意見〉

●事務局説明

ご意見、ご質問等があれば頂きたい。

●幹事会委員

（※発言は特になし。）了承。

(6) 「5 その他」

〈意見〉

●事務局説明

ご発言等ございますか。

●幹事会委員

当社においては国民保護業務計画が既に策定済みであり、当該計画の中には地方公共団体が実施する訓練には積極的に参加することが記載されている。

今後、区が訓練を企画されるときには、声をかけて頂きたい。